

## 愛知県迷惑行為防止条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県迷惑行為防止条例(昭和三十八年愛知県条例第四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(援助の申出の受理)

第二条 条例第二条の三第三項の申出の受理は、警察本部長又は警察署長が援助申出書(様式第一)の提出を受けることにより(当該申出が口頭によるものであるときは、援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより)、行うものとする。

(警察本部長等による援助)

第三条 条例第二条の三第三項の公安委員会規則で定める援助は、次のとおりとする。

- 一 申出に係る嫌がらせ行為をした者に対し、当該申出をした者が当該嫌がらせ行為に係る被害を防止するための交渉(以下「被害防止交渉」という。)を円滑に行うために必要な事項を連絡すること。
- 二 申出に係る嫌がらせ行為をした者の氏名及び住所その他の連絡先を教示すること。
- 三 被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること。
- 四 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること。
- 五 防犯ブザーその他嫌がらせ行為に係る被害の防止に資する物品の教示又は貸出しをすること。
- 六 その他申出に係る嫌がらせ行為に係る被害を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと。

(条例第七条第三項の公安委員会規則で定める地域)

第四条 条例第七条第三項の公安委員会規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- 一 名古屋市中村区の区域のうち椿町の区域
- 二 名古屋市中区の区域のうち錦三丁目、栄三丁目一番から十五番まで及び栄四丁目の区域
- 三 豊橋市の区域のうち松葉町一丁目及び二丁目並びに広小路一丁目の区域

(再発防止命令の方法)

第五条 条例第十条第一項の規定による命令は再発防止命令書(様式第二)により、同条第二項の規定による命令は再発防止命令書(様式第三)により行うものとする。

2 条例第十一条第一項及び第二項の規定による命令は、再発防止命令書(様式第四)により行うものとする。

(指示の方法)

第六条 条例第十二条の規定による指示は、指示書(様式第五)により行うものとする。

(事業停止命令の方法)

第七条 条例第十三条の規定による命令は、事業停止命令書(様式第六)により行うものとする。

(命令又は指示をしようとする場合の手続)

第八条 条例第十一条第一項若しくは第二項又は第十三条の規定による命令に係る聴聞の手続及び条例第十二条の規定による指示に係る弁明の機会の付与の手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第二十六号)第二章及び第三章の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日公安委員会規則第四号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十月十九日公安委員会規則第七号）

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。



(表)

再 発 防 止 命 令 書		
		第 年 月 日 号 日
様		所属 階級 氏名 印
命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
<p>上記の者に対し、愛知県迷惑行為防止条例（以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、次のとおり命令する。</p>		
命 令 の 内 容		
<p>あなたが行った行為は、条例第7条第2項の規定に違反するので、更に同項（当該違反行為に係る同項各号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為をしてはならない。</p>		
命 令 を 行 う 理 由		
<p>1 違反日時 年 月 日 時 分頃</p> <p>2 違反場所</p> <p>3 違反内容</p> <p>公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしたもの</p> <p><input type="checkbox"/> 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務（人の通常衣服で覆われている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいな行為を伴うものを除く。）又はこれを仮装したものの提供について、人に呼び掛けて、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布して、若しくは提示して客となるように誘引すること（条例第7条第2項第1号）。</p> <p><input type="checkbox"/> 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務を提供する営業又は歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供を受ける者となるように、人に呼び掛けて、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布して、若しくは提示して誘引すること（条例第7条第2項第2号）。</p> <p><input type="checkbox"/> 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす役務（人の通常衣服で覆われている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいな行為を伴うものを除く。）に従事する者となるように、人に呼び掛けて、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布して、若しくは提示して誘引すること（条例第7条第2項第3号）。</p>		
この処分に係る教示は、裏面のとおりである。		

(裏)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります）。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります）。  
なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 □印の箇所は、該当するものに $\surd$ 印を付すこと。

(表)

再 発 防 止 命 令 書		
		第 年 月 日 号 日
様		所属 階級 氏名 印
命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
上記の者に対し、愛知県迷惑行為防止条例（以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり命令する。		
命 令 の 内 容		
あなたが行った行為は、条例第7条第3項の規定に違反するので、更に同項の規定に違反する行為をしてはならない。		
命 令 を 行 う 理 由		
1 違反日時	年 月 日 時 分頃	
2 違反場所		
3 違反内容	<p>公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、次に掲げる行為を行う目的で、公衆の目に触れるような方法により当該行為の相手方となるべき者を待っていたもの</p> <p><input type="checkbox"/> 次に掲げる行為について、客引きをし、又は人に呼び掛けて、若しくはビラ、パンフレットその他の物品を配布して、若しくは提示して客となるように誘引すること（条例第7条第1項第1号）。</p> <p><input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧</p> <p><input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売</p> <p><input type="checkbox"/> 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供</p> <p><input type="checkbox"/> 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務（人の通常衣服で覆われている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいな行為を伴うものを含む。）又はこれを仮装したものの提供について、客引きをすること（条例第7条第1項第2号）。</p> <p><input type="checkbox"/> 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務（人の通常衣服で覆われている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいな行為を伴うものに限る。）又はこれを仮装したものの提供について、人に呼び掛けて、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布して、若しくは提示して客となるように誘引すること（条例第7条第1項第2号）。</p>	

(裏)

- 専ら人の身体に接触して行う役務（人の性的好奇心に応じて人に接触する役務を除く。）又はこれを仮装したものの提供について、客引き（午後10時から翌日の午前6時までの時間において、異性に対してする客引き又は異性が当該提供を行う旨を告げて、若しくは示してする客引きに限る。）をすること（条例第7条第1項第3号）。
- 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供を受ける者となるように勧誘すること（条例第7条第1項第4号）。
- 次に掲げる役務に従事する者となるように勧誘し、又は人に呼び掛けて、若しくはビラ、パンフレットその他の物品を配布して、若しくは提示して誘引すること（条例第7条第1項第6号）。
  - 人の性的好奇心をそそる見せ物に出演する役務
  - 人の性的好奇心をそそる写真又は映像の被写体となる役務
  - 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務
- 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす役務（人の通常衣服で覆われている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいな行為を伴うものを含む。）に従事する者となるように勧誘すること（条例第7条第1項第7号）。
- 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす役務（人の通常衣服で覆われている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいな行為を伴うものに限る。）に従事する者となるように、人に呼び掛けて、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布して、若しくは提示して誘引すること（条例第7条第1項第7号）。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。  
なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 印の箇所は、該当するものに $\angle$ 印を付すこと。

様式第4 (第5条関係)

(表)

再 発 防 止 命 令 書		
		第 号 年 月 日
様		
愛知県公安委員会 印		
命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
上記の者に対し、愛知県迷惑行為防止条例第11条第 項の規定により、次のとおり命令する。		
命令の内容		
命令の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
命令を行う理由		
この処分に係る教示は、裏面のとおりでである。		

(裏)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります）。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります）。  
なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第5 (第6条関係)

<p>指 示 書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">愛知県公安委員会 印</p> <p>愛知県迷惑行為防止条例第12条の規定により、次のとおり指示をする。</p>	
<p>氏 名</p> <p><small>(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)</small></p>	
<p>事業所の名称</p>	
<p>事業所の所在地</p>	
<p>指示事項</p>	
<p>指示の理由</p>	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。</p> <p>なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。</p> <p>なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6 (第7条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">事 業 停 止 命 令 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">第        号 年    月    日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">様</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">愛知県公安委員会 印</p> <p style="margin: 0;">愛知県迷惑行為防止条例第13条の規定により、次のとおり事業の停止を命ずる。</p>					
氏 名 <small>(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)</small>					
事業所の名称					
事業所の所在地					
命令事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">内 容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">停止の期間</td> <td style="padding: 5px;">年    月    日から    年    月    日まで    日間</td> </tr> </table>	内 容		停止の期間	年    月    日から    年    月    日まで    日間
内 容					
停止の期間	年    月    日から    年    月    日まで    日間				
命令を行う理由					
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。          なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。          なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。          なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。